

とやまの森づくりCO₂吸収・固定量認証制度実施要領

〔 令和6年4月1日 6森政第270号
改正 令和7年4月1日 7森政第18号
富山県農林水産部長通知 〕

(趣旨)

第1条 この要領は、とやまの森づくりCO₂吸収・固定量認証制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 森づくり活動に取り組む企業やボランティア団体等が、社会貢献を目的に行う森林整備によるCO₂の吸収量や県産木材利用による炭素固定量を適正に評価することにより、県民参加の森づくりや社会全体でCO₂削減に取り組む意識の醸成を図ることを目的とする。

(認証の対象)

第3条 認証の対象は、とやまの森づくりサポートセンターの登録団体・企業、富山県ウッドチェンジ協議会会員及び市町村（以下、「企業等」という。）のうち、次のいずれかの条件を満たすものとする。

(1) CO₂吸収量認証

- ア 県内において企業等が実施した森づくり活動
- イ 上記以外に知事が適正と判断した森づくり活動

(2) 炭素固定量認証

- ア 県内で新築または増改築した構造材、造作材、下地材に県産材を1m³以上使用した建築物（以下、「木造建築物」という。）

2 前項の森づくり活動やその対象となる森林、木造建築物の内容等については、別に定めるものとする。

(認証の申請)

第4条 認証を受けようとする者は、CO₂吸収量認証にあたっては森づくり活動が完了した時に、炭素固定量認証にあたっては県産材使用量が確定した時に、別に定める様式により速やかに知事あて申請するものとする。

2 認証申請期間は、CO₂吸収量認証については毎年4月から11月まで、炭素固定量認証については毎年4月から翌年1月までとする。

(認証)

第5条 知事は、前条の申請があったときは、次のとおり審査を行い適正と認められる場合は、これを認証するものとする。

(1) CO₂吸収量認証

別に定める「とやまの森づくりCO₂吸収量認定制度事業現地調査要領」に基づく審査を行い適正と認められる場合は、「森林による二酸化炭素吸収量の算定方法について」（令和3年12月27日 3林政産第60号「林野庁長官通知」）に基づき算定し、これを認証するものとする。

(2) 炭素固定量認証

「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」（令和3年10月1日 3林政産第85号「林野庁長官通知」）に基づき算定し、これを認証するものとする。

2 知事は、調査に当たり申請者に対し現地立会いを求めることができる。

3 知事は、CO₂吸収量認証及び炭素固定量認証を行うにあたり、申請者等に対

し、所定の認証書を交付する。

(認証の変更)

第6条 前条の認証を受けたものは、申請書の内容に変更が生じたときは、速やかに認証変更申請を知事に提出するものとする。

2 前条の規定は、前項の変更申請の認証について準用する。

(認証書の利用)

第7条 企業等は、認証書を環境貢献活動や社会貢献活動の証として、広く広報活動に用いることができる。ただし、認証書に記載されたCO₂吸収量をJ-クレジットなどで取引することはできない。

(認証の効力)

第8条 CO₂吸収量認証及び炭素固定量認証の効力については、次のとおりとする。

(1) CO₂吸収量認証

ア 森づくり活動により吸収量が適正に発揮できる期間とする。

イ 認証書を不正に使用した時は、認証の効力は失効する。

(2) 炭素固定量認証

ア 固定量が適正に認証できる期間において、次項に該当する場合を除き、認証の効力が発生するものとする。

イ 認証の申請事項に変更があったにもかかわらず、第6条の規定の申請をしなかったとき及び認証書を不正に使用したときは、認証の効力は失効する。

2 前項の規定で、不正に使用したときは、その氏名等を公表できるものとする。

(公表)

第9条 知事は、この制度及び認証に係る状況等について、県ホームページ等で公表するものとする。

(認証を受けた者の債務)

第10条 認証を受けた者は、当該認証の対象等について問題が生じたときは、自らの責任においてその処理を行わなければならない。

(所掌)

第11条 この要領に関する事務は、富山県農林水産部森林政策課において所掌する。

(その他)

第12条 この要領に定めのない事項については、知事が別に定めるものとする。

附則

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）
認証の対象・要件

区分	対象	要件
CO ₂ 吸収量 認証	森づくり活動	1 申請できる者 とやまの森づくりサポーターに登録している団体及び企業、市町村 2 対象とする森林 県内に存在し、木が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木、または立木の集団的な生育に供される土地とし、開発行為等の土地の改変が行われる予定がないもの。 3 森づくり活動内容 (1) 植栽による造成、更新のための森林整備（竹林皆伐後の更新作業を含む） (2) 下刈、除伐、枝打、間伐等による森林の健全な生育を促進する森林整備 4 対象面積 森づくり活動面積 0.1ha 以上 5 整備の基準 実施された森づくり活動が適切であり、健全な森林として生育することが期待できること。
炭素 固定量 認証	木造建築物	1 申請できる者 とやまの森づくりサポーターに登録している団体及び企業、市町村 富山県ウッドチェンジ協議会会員 2 認証対象 ・県内で新築または増改築した木造住宅、公共施設、事業所、店舗等の木造建築物であること。 ・県産材の使用量が1 m³以上であること。

様式第 1 号

令和 年 月 日

富山県知事 殿

申請者 住所
 団体・企業名
 代表者職氏名

とやまの森づくりCO₂吸収量認証申請書

このことについて、とやまの森づくりCO₂吸収・固定量認証制度実施要領第4条の規定に基づき、とやまの森づくりCO₂吸収量認証申請書を提出します。

記

- 1 認証申請する森林
 〇〇市〇〇字〇〇地内

- 2 実施した森づくり活動の内容
 樹種：
 施業：
 林齢： 年生
 面積： ha
 完了年月日：令和 年 月 日

※ 樹種は、スギ、ヒノキ、広葉樹のいずれかを記載すること。
※ 施業種は、植栽、下刈り、間伐、枝打ち等を記載すること。
（同一年度に異なる施業種を同時に実施した場合は、どちらかを記載すること。）
※ 面積は、小数点以下第1位（小数点以下第2位四捨五入）で記載すること。

- 3 添付書類
 (1) 位置図
 (2) 平面図
 (3) 整備森林の現況写真
 (4) 活動状況の写真

様式第 2 号

令和 年 月 日

富山県知事 殿

申請者 住所
 団体・企業名
 代表者職氏名

とやまの森づくり炭素固定量認証申請書

このことについて、とやまの森づくりCO₂吸収・固定量認証制度実施要領第4条の規定に基づき、とやまの森づくり炭素固定量認証申請書を提出します。

記

認定対象の名称	
建築場所	(郵便番号) (住 所)
完成年月日	令和 年 月 日
建築物概要	事務所・商業施設・公共的施設 その他 () 延べ床面積 m2、 造 階建
県産材使用量	構造材： m3 造作材： m3 下地材： m3 合 計： m3
工事施工者名	

※添付書類

- (1) 建築物の完成写真
- (2) 県産材使用箇所が確認できる写真
- (3) 県産材の使用量が確認できる資料
- (4) 県産材証明書

とやまの森づくりCO₂吸収量認証制度現地調査要領

〔 令和6年4月1日 森 政 第270号
富 山 県 農 林 水 産 部 長 通 知 〕

(趣旨)

第1条 とやまの森づくりCO₂吸収・固定量認証制度実施要領第5条に規定する現地調査は、この調査要領に定めるところによる。

(目的)

第2条 現地調査は、申請された面積、森づくり活動内容等の実行状況を確認するために実施する。

(現地調査の実施方法)

第3条

(1) 面積

森づくり活動面積の調査は、GPS 測量等を用いた実測または航空写真等を用いた図上測量によることとする。

(2) 活動内容

活動内容が申請内容と相違ないか確認する。

(3) 写真撮影

整備状況が確認できる写真を撮影する。

附則

1 この調査要領は、令和6年4月1日から施行する。

調 査 復 命 書	
令和 年度とやまの森づくりCO ₂ 吸収量認証制度	
申請箇所	
申請者	
調査年月日	
施業概要	樹種： 施業： 林齢： 面積： 完了年月日：
調査内容	施業状況確認（写真帳添付） 施業面積確認（図面添付）
申請内容について上記のとおり調査した結果、適正に実行されていたことを確認しました。 令和 年 月 日 調査員 富山県知事 殿	